

justax

No.33

APR'96

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

扶養控除における認知の遡及効

扶養控除の対象となる扶養親族については、所得税法2条①項34号に定義規定があり、扶養親族とは居住者の「親族」で居住者と生計を一にするものと定めています。この扶養控除における「親族」の範囲について、認知の遡及効が認められるか否かで争った判例をご紹介します（平7.9.27名古屋地裁）。

◎原告Xは、平成2年以前から、A女と事実上婚姻関係にあり、平成3年2月16日にB子が生まれました。原告Xは、平成3年分及び4年分の課税所得金額の算出に当たり、B子について35万円の扶養控除を適用して確定申告をしました。その後平成5年12月9日にB子を認知し、同年12月31日にA女との婚姻の届出をしました。

◎これに対し、被告税務署長は、Xが認知した平成5年以前の年分の扶養控除は認められないとして更正処分をしたため、Xが提訴に及んだものです。

原告Xは、XがB子を認知した結果、B子は、民法784条（認知の遡及効）により、出生したときからXの子であったことになったこと、また、Xは、B子が出生したときから実際に扶養していたのであるから、B子についての扶養控除を認めるべきであると主張しましたが、裁判所は、次のように判示して、原告の請求を棄却しました。

①所得税法は、2条①項34号にいう居住者の「親族」について定義規定を置いていないが、身分関係の基本法たる民法が「親族」の範囲を定めている（民法725条）から、所得税法上の「親族」は、民法上の「親族」を意味すると解すべきことになる。

②そして民法は、嫡出でない子について、父子関係は認知によって生ずるものとしている（民法779条）

から、XとB子との父子関係は、Xが平成5年12月9日にB子を認知したことによって生じ、そのときB子はXの「親族」になったというべきである。

③民法784条は、認知は、出生時にさかのぼってその効力を生ずると規定しているが、この規定は、認知があった以上、子の出生のときから法的な親子関係があったとするのが自然であるとの身分法上の配慮から設けられたものであって、所得税法上においても、直ちに同様の遡及効が認められると解することはできない。

④所得税法においては、基準日（各年の12月31日）を設けて、その日の「現況」を基準として扶養親族に該当するか否かを定めることとしているが、その趣旨は、徴税の便宜上画一的にその日を基準として判定する趣旨であるから、その日までに認知がない以上、後に認知がされたからといって所得税法上も遡及的に扶養親族に該当するものとすることはできない。

以上の他に、婚姻届を出していない事実上の配偶者について、控除対象配偶者に該当するか否か、また、これらの所得控除を認めないことが、憲法及び国際人権規約に違反するか否かについても判断を示しています。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)